

日本リウマチ学会学会賞・奨励賞規約

(2004 年度制定規約廃止 2009 年 4 月全面改正
2016 年一部改正)

(名称)

第 1 条 この賞は「日本リウマチ学会賞」および「日本リウマチ学会奨励賞」と称する。

(目的)

第 2 条 この賞は、本邦におけるリウマチ学に関する臨床的または基礎的研究の振興並びにリウマチ学の発展に顕著な貢献のあった者を顕彰する。

(応募要綱)

第 3 条 学会賞・奨励賞の対象者は、日本リウマチ学会会員とし、次の要件を満たす応募者の中から選考する。

1 学会賞の応募要件は次による。

臨床的または基礎的研究によりリウマチ学の発展に顕著な功績のあった者とする。

- ① 職責、年齢を問わず過去に日本リウマチ学会の学会賞を受賞していない者
- ② 応募の書式は別に定める。
- ③ 主要論文 5 編の内容を含む業績を 1000 字以内の要約にまとめ、全業績リストを添えて申請する。

2 奨励賞の応募要件は次による。

リウマチ学に関する臨床的または基礎的研究を行い、将来の進展が見込める者とする。

- ① 過去に日本リウマチ学会の奨励賞を受賞していない者
- ② 年齢 40 歳未満の研究者（年齢は、当該年度の 4 月 1 日現在とする）
- ③ 過去の主要論文 3 編の要約および全業績リストに 1000 字以内の評議員の推薦書を添えて申請する。
- ④ 推薦に当たっては、利益相反の原則に沿って行う。

(選考要領)

第 4 条 選考委員会の委員及び委員長を選任は次による。

- ① 選考委員は、理事会において選任する。委員会の委員は 7 名をもって組織し、学会内委員 5 名、学会外委員 2 名とする。
- ② 学会内委員は、各理事が評議員の中から推薦し、選挙によって 4 名を選出する。他の 1 名は当該年度の学術集会長をあてる。ただし、理事長は選考委員には加わらない。
- ③ 学会外委員は、理事長が専門分野を考慮した複数名の候補者を理事会に推薦し、理事の選挙によって 2 名を選任する。
- ④ 委員長は、毎年委員の互選によって決める。
- ⑤ 任期は、2 年とする。但し、学術集会長は、当該学会担当の 1 年とする。

- ⑥ 選考委員は、10月の学会賞・奨励賞の公募前に決定する。
- 2 学会賞・奨励賞の選考は、選考委員会で行い、2月に委員会を開催し受賞候補者を内定して、理事会に諮り決定し、評議員会に報告する。
- 3 学会賞・奨励賞の選考作業にあたって本規約にない事項については、委員長が委員会で協議して選考にあたる。なお、選考に当たり重要かつ重点事項としたものについては、その選考過程を理事会に報告する。

第5条 学会賞・奨励賞の授与は、次による。

- ① 当該年度の総会・学術集会の場で褒賞を行う。
- ② 学会賞は2名以内、奨励賞は3名以内とする。
- ③ 褒章は、論文表彰とせず個人名表彰とする。
- ④ 副賞（賞金）は、理事会において別途決定し、学会賞・奨励賞の公募時に示す。
- 2 学会賞受賞者は、当該年度の総会・学術集会の場で受賞記念講演を行う。

附則（2009年4月23日）

1. 平成21年度日本リウマチ学会学会賞・奨励賞は、従来の日本リウマチ学会学会賞・奨励賞規約（2004年度制定 2007年4月一部改正）により選考する。
2. この日本リウマチ学会学会賞・奨励賞規約（2009年4月制定）は、平成22年度日本リウマチ学会学会賞・奨励賞の選考から適用する。
3. この規約の改正は、理事会の議決により評議員会の承認を得る。

附則（2016年4月21日）

この改正規約は、2016年度社員総会で承認を得て、2017年度日本リウマチ学会学会賞の選考から適用する。